

堺市長 竹山 修身 様

放射能ガレキを堺市で燃やさないで下さい！

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理計画について、

1. 福島第一原子力発電所の事故により放射能に汚染された可能性のある災害廃棄物は、その汚染が国・大阪府の示す基準値以下であっても受け入れないでください。
2. 災害廃棄物の広域処理方針を見直し、廃棄物及び焼却灰は、すべて同原子力発電所の敷地内に集積し、閉じ込め、再利用しないよう国に要望してください。
3. 放射能に汚染された廃棄物の受け入れでなく、被災者の受け入れ等による支援をより積極的に行ってください。
4. 検討状況をHP・広報等で公表して下さい。

【要望理由】

私たちは被災者の方々を支援し、被災地の復興を願っています。

国は、全国各地にがれきを運び焼却処理する計画を進めていますが、大多数の地方自治体が拒否、もしくは慎重な姿勢を示しています。それは、このがれきに放射性物質が含まれているからです。

放射能により汚染された廃棄物を焼却すると、大気中に放射性物質が漏出・拡散し、搬入から焼却後処理までの全過程で処理施設内やその周辺環境を汚染する恐れがあります。焼却後の灰は高濃度に汚染され、その保管や処分に大きな困難を抱えることとなります。焼却場の設備自体も放射能で汚染されるおそれがあります。大気や土壌が放射能で汚染されてしまえば、被災者の方々に安全な避難場所を確保することができなくなります。放射能汚染されていない安全な食料を生産することもできなくなります。なにより、呼吸を通じて放射性物質を体内に取り込んでしまった場合、処理作業に携わる作業員や住民にも深刻な健康被害を引き起こす危険性があります。

大阪府は独自に検討を行い、がれきの受け入れ・焼却により住民や作業員が被ばくすることを認めながらも、“瓦礫 100Bq/kg、焼却灰 2000Bq/kg 以下”であれば受け入れ可能とする処理指針を策定しました。住民の安全、また被災者にとって安全な居住環境と食品を提供できる環境を守るために、市町村として上記4点に取り組みますよう要望致します。

お名前	住所



おかんとおとんの原発いらん宣言 2011 第一次締切: 2012 年 3 月 31 日

集約先:

〒590-0078

大阪府堺市堺区南瓦町 2 丁 1 番 堺市総合福祉会館内 2 階

堺市社会福祉協議会 堺市民活動サポートセンター内メールボックス 57 番

おかんとおとんの原発いらん宣言@堺 宛

お問い合わせ iran.osaka@gmail.com

※頂いた個人情報は本署名の目的以外には使用しません。